

公立大学法人宮城大学評価委員会（仮称）条例
の 規 定 事 項 に 関 す る 検 討 項 目

項 目	専 門 部 会 に お け る 検 討 結 果	専 門 部 会 に お け る 主 な 意 見 等
定数	5人以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学に関係する各分野を代表するような委員とする。 ・ 実学、地域連携を行っている視点から、民間企業関係者を入れることは良い。 ・ 構成イメージは、公認会計士1人、大学関係者2人、地域・産学連携関係者（企業含む）から2人程度。 ・ 先行法人のうち、8割は5人以内で、6人以内は全て医科大学、7人以内は大学の規模が大きいことなどを考えると、宮城大学としては5人以内で良い。
任期	2年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人評価委員会令、国立大学法人評価委員会令における任期は2年。 ・ 先行法人は全て2年。
再任の可否	再任可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人評価委員会令、国立大学法人評価委員会令は再任可。 ・ 先行法人のほとんどは再任可と記載（記載のない法人も再任を不可としている訳ではない）。
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 趣旨 ・ 組織等 ・ 臨時委員 ・ 委員長及び副委員長 ・ 会議 ・ 意見の聴取等 ・ 委任 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「意見の聴取等」を入れれば、「臨時委員」の規定は不要ではないかとの意見あり。 ・ 県立こども病院も含め、先行法人のほとんどは規定している。 ・ 「意見の聴取等」は、入れている先行法人は少ないが規定しても良い。 ・ 次の「委任」での対応も可能であるが、「意見の聴取等」として明確にしておいた方が良い。 「県立こども病院」と異なる記載にする必要性や積極的な理由がなければ、同じ項目で良いと考える。先行法人における記載項目もほとんど同じ。

公立大学法人宮城大学評価委員会条例（記載例）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、公立大学法人宮城大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、大学の教育研究又は経営に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第3条 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第6条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和28年宮城県条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

公立大学法人宮城大学評価委員会の委員及び臨時委員	出席一回につき 11,600 円	6 級
--------------------------	------------------	-----

評価委員会

1 地方独立行政法人法における位置づけ

- ・設立団体に，地方独立行政法人に関する事務を処理させるため，執行機関の附属機関として，評価委員会を置く。

附属機関とは，執行機関の行政執行のため，又は行政執行に伴い必要な調停，審査，審議又は調査等を行うことを職務とする機関（地方自治法 § 138の4 ）

- ・評価委員会は，法人の業務の実績に関する評価等の事務をつかさどる。
- ・評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項は，条例で定める。

地方独立行政法人法
§ 11

地方独立行政法人法

第 1 1 条 設立団体に，地方独立行政法人に関する事務を処理させるため，執行機関の附属機関として地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は，次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか，評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については，条例で定める。

2 国立大学法人の状況

- ・文部科学省に，国立大学法人等に関する事務を処理させるため，国立大学法人評価委員会を置く。

国立大学法人法
§ 9

3 宮城大学の法人化基本方針

- ・評価委員会は，法人の業務実績に関する評価等を行うための県の附属機関として，平成 2 0 年度に設置する。
- ・評価委員会は，第三者機関として公正かつ厳正な評価を行う必要があることから，外部有識者で構成する。この外部有識者には，大学における教育研究の特性に配慮する観点から，大学に関し広くかつ高い識見を有する者を含むこととする。
- ・評価委員会の委員の人数，任期，選任方法等については，検討を行う。

基本方針
第2,2(4)

4 先行法人の状況

(1) 委員の定数

定 数	設立団体数
3 人	1
5 人	2 1
6 人	3
7 人	3

1 左記は，法人の設立団体28団体の状況で，臨時委員等の人数は含んでいない。

2 東京都及び大阪府は大学に係る委員数（各々7人，5人）として集計

3 宮城県立こども病院の評価委員は6人

(2) 委員の任期

- ・法人の設立団体 2 8 団体は，すべて 2 年（宮城県立こども病院も 2 年）